

装施第 1005 号
平成 27 年 10 月 19 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察ヘリポートの管理及び運用に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項の制定について（通達）

岐阜県警察ヘリポートの管理及び運用に関する訓令（平成 18 年岐阜県警察訓令第 22 号）の解釈等については、「岐阜県警察ヘリポートの管理及び運用に関する訓令の制定について」（平成 18 年 4 月 17 日付け装施第 282 号ほか。以下「旧通達」という。）により指示しているところ、警察本部の組織改編等に伴い、別添のとおり「岐阜県警察ヘリポートの管理及び運用に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項」を定め、平成 27 年 10 月 19 日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

岐阜県警察ヘリポートの管理及び運用に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項

1 ヘリポートの施設（第2条関係）

岐阜県警察ヘリポートに付属する施設とは、燃料流出防止施設、航空機脱落防止施設、飛行場標識施設及び航空灯火をいう。

岐阜県警察ヘリポート及び同ヘリポートに付属する施設（以下「ヘリポート」という。）の概要是岐阜県警察ヘリポート概要（別表1）のとおりとする。

2 管理責任者（第3条関係）

ヘリポートの責任区分を管理と運用に区分し、ヘリポートの管理上の責任者（以下「管理責任者」という。）を設けた。

3 管理責任者の業務内容（第4条関係）

(1) ヘリポートの整備及び機能保持に関する事とは、ヘリポート施設及び消火設備・救難器具その他の装備品の点検、保守、改修・補修工事等並びにその事務手続をいう。

(2) ヘリポートの維持管理上必要な立入許可に関する事とは、ヘリポートの点検、改修・補修工事、部内外者の調査等に係る立入許可をいう。

(3) その他ヘリポートの維持管理に関する事とは、国土交通省大阪航空局との連絡調整（災害等によりヘリポートを使用禁止した場合の通報、同局による法定点検の実施）等をいう。

4 運用責任者（第6条関係）

2で示した事由から、ヘリポートの運用上の責任者（以下「運用責任者」という。）を設けた。

5 運用責任者の業務内容（第7条関係）

(1) ヘリポートの使用に関する事とは、ヘリポートの使用申請の受理、許可の手続き、ヘリポートを使用する回転翼航空機（以下「航空機」という。）の安全を確保するために必要な措置等をいう。

(2) ヘリポートの保安及び監視に関する事とは、無許可立入者の警戒、飛散物及び不審物の発見・除去、火災、異常気象等によるヘリポート施設及び装備品の損壊等に関する監視をいう。

(3) ヘリポートの運用上必要な立入許可に関する事とは、航空機の離着陸に伴う警察職員の配置及び航空機の搭乗者等に対する立入許可をいう。

(4) その他ヘリポートの運用に関する事とは、航空機に対する気象情報の提供、航空機の離着陸に伴う事故発生時における関係機関への通報等をいう。

6 運用時間（第9条関係）

(1) 運用時間は24時間であるが、日没以後の運用は、運用責任者が緊急を要すると認めた場合及び活動上必要な訓練に限るものとする。

(2) ヘリポートは、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第5条に定める有視界気象状態時において運用するものとする。

7 使用航空機の条件（第10条関係）

本部長が特に必要と認めたときの航空機とは、第11条に掲げる目的のため、ヘリポ

ートを使用する必要のある岐阜県警察以外の都道府県警察、国又は地方公共団体が保有又は使用する航空機をいう。

8 使用の目的（第11条関係）

本部長が特に必要と認める場合とは、国又は地方公共団体が保有又は使用する航空機が行う災害活動、救急活動等をいう。

9 使用の許可（第12条関係）

- (1) ヘリポートの使用申請手続については、岐阜県警察が保有又は使用する航空機を除くものとする。
- (2) ヘリポートの使用申請及び許可手続については、文書によるが、緊急を要する場合には口頭によるものとし、後日文書を送付するものとする。
- (3) 運用責任者は、ヘリポートの使用を許可した場合、その旨を管理責任者に連絡するものとする。

10 遵守事項（第13条関係）

- (1) 運用責任者は、ヘリポートの使用を認めた航空機が着陸するときは、あらかじめ提出されているヘリポート使用申請書により、着陸予定時間の10分前までに使用内容について再度確認を行うものとする。
- (2) 運用責任者は、ヘリポートを使用する航空機が離着陸をするときは、安全確保のため着陸予定時間の10分前及び離陸時間の5分後の間、地域部地域課（以下「地域課」という。）に勤務する警察職員の中から5人を指名し、ヘリポート周辺において航空機等を監視させるものとする。ただし、地域課に勤務する警察職員で対応できない場合は、航空機を派遣依頼した所属に勤務する警察職員又は総合当直員が対応するものとする。

11 禁止行為（第14条関係）

管理責任者は、特に必要と認めてヘリポートへの立入を許可した場合は、速やかにその旨を運用責任者に連絡するものとする。

12 設置基準の維持（第16条関係）

- (1) 管理責任者は、ヘリポートの設置基準に関する適合性の点検を原則として毎日実施するものとする。
- (2) 国土交通省大阪航空局による点検については、管理責任者が対応するものとする。

13 災害対策（第17条関係）

- (1) 消火・救難設備に対する必要な訓練とは、火災、震災等の災害及び航空機の離着陸に伴う事故発生時における消火・救助訓練をいい、少なくとも年1回実施するものとする。
- (2) 管理責任者から、ヘリポートが使用禁止となった旨の報告を受けた運用責任者は、離着陸しようとする航空機及び運航者に連絡をとるものとする。

14 緊急事態に対する措置（第18条関係）

航空機の離着陸における緊急事態の通報は、緊急事態連絡系統図（別表2）によるものとし、関係部署に明示することとする。

15 使用の禁止又は制限（第19条関係）

- (1) 運用責任者は、航空機の安全を期すため、常に岐阜飛行場気象観測所等の気象情報を把握するものとする。また、台風等の強風、大雪、落雷等異常気象状態が予想

されるときは、速やかに使用禁止等の必要な措置を講じるものとする。

- (2) ヘリポートの使用を禁止又は制限した管理責任者及び運用責任者は、相互に連絡するものとする。

16 離着陸の方法（第20条関係）

- (1) ヘリポートの滞空旋回圏は、別図に示すとおりとする。
- (2) 離着陸の方向は、滞空旋回圏に示す方位とする。
- (3) 航空機は、離陸直後速やかに航空法施行規則第174条に定める最低安全高度以上の高度をとり、滞空旋回圏に沿って飛行するものとする。
- (4) 着陸しようとする航空機は、ヘリポートに他の航空機があるとき等上空にて待機する必要がある場合は、滞空旋回圏に沿って待機するものとする。
- (5) 他の航空機がヘリポートから離陸したときは、安全確保のため最低安全高度以上の高度に達したことを確認してから、ヘリポートに着陸するものとする。

附 則（平成27年10月19日付け装施第1005号）

この解釈及び運用上の留意事項は、平成27年10月19日から施行する。

附 則（平成29年9月13日付け装施第738号）

この解釈及び運用上の留意事項は、平成29年9月13日から施行する。

※ 別表及び別図は省略